

2月号の解答と解説

解答の後に示したパーセンテージは正解率です。

- 1 ②=95% 表現の自由は、他の人権と同様、絶対無制約のものではなく、公共の福祉による制限を受けるものであり、軽犯罪法や屋外広告物条例等によってビラ貼り行為を制限することは、必要かつ合理的な制限として許される。
- 2 ③=95% 管轄区域内の居住者が他の都道府県で犯罪の被害に遭った場合、当該犯罪について捜査を行うことができ、その一環として当該他の都道府県においても捜査活動を実施することができる。
- 3 ④=96% 公務執行妨害罪における暴行・脅迫は、職務執行の妨害になるべきものであれば足り、現実には妨害の結果が生じたことを要しない。
- 4 ⑤=91% 親告罪の事件は、告訴がなければ公訴の提起ができない。もっとも、告訴は公訴の適法性・有効性の条件ではあるが、捜査の開始・継続の要件ではないため、捜査機関は必要があると認めるときは、告訴がない段階であっても捜査をすることができる（大判昭7.10.31）。
- 5 ①=73% 逮捕術の試合においては、頭部や背部が打突部位となっていないため、前傾姿勢や半身の姿勢をとることによってポイントを奪われないかもしれないが、実際の現場では、必ずしもそのような姿勢をとることによって防御できるとは限らない。したがって、逮捕術の試合では、前傾姿勢や半身の姿勢をとることに拘泥せず、実際の現場で役に立つ防御法を身につけるべく、臨機応変に姿勢を変えるべきである。
- 6 ④=95% 人身取引事犯の被害者が外国人である場合、出身国の警察に対する不信感から、我が国の警察に対しても同様の不信感を抱いていることが多いという特殊性が見受けられる。
- 7 ③=100% 私服で職務質問をする場合は、必ず警察官であることを告げ、必要によっては、警察手帳を示すなどして身分を明らかにし、正当な職務行為であることを相手方に納得してもらうよう努めなければならない。
- 8 ⑤=88% 張込みとは、捜査資料や証拠の収集、又は被疑者の発見・逮捕を目的として、隠密に人又は場所を監視する捜査方法をいう。一方、放火、痴漢、盗犯等が多発している場合において、被疑者の検挙を目的として、隠密に一定の地域を巡回する捜査方法は張込みではなく、密行である。
- 9 ②=87% 車両は、道路が一方通行となっている場合であれば、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。また、道路の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでない場合等においても同様である（道交法17条5項）。
- 10 ①=92% G7サミット（主要国首脳会議）の参加国は、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、イギリス、アメリカの7つの国である。